

## 小・中学校の学習指導要領における

### 「男女」や「異性」の関係に関する指導内容

#### —「特別の教科 道徳」を起点として—

圓入 智仁<sup>1)</sup>

## Contents of Teaching Gender Relationships in the Courses of Study of Elementary Schools and Junior High Schools -Starting the Discussion from "Special Subject, Morality"-

ENNYU, Tomohito

### 1. はじめに

本稿の目的は、小・中学校における「男女」や「異性」の関係に関する指導内容について、学習指導要領に則って検討することにある。これまで、学校教育では男女平等、男女共同参画や「多様な性」のあり方に関する様々な議論があり、その結果、男女混合名簿の採用、小学校では男女関係なく「さん付け」にすること<sup>2)</sup>、男女の制服にブレザーを採用し、男女がスラックスとスカートから制服を選べるようにする動きが広がっている<sup>3)</sup>。

他方、「男女」や「異性」に関する取り組みはこれらにとどまっている印象があり、教科教育においては「男」と「女」の存在を前提としているように思う。そこで本稿では、学習指導要領に依拠して、小学校や中学校の教科教育における「男女」や「異性」の関係に関する指導内容を検討する<sup>4)</sup>。

本稿は議論の出発点を「特別の教科 道徳」に定めた。それは小学校学習指導要領や中学校学習指導要領において、「第1章 総則」の「第1 小学校教育の基本と教育課程の役割」で、道徳教育の学校教育における位置づけが以下の通り記されているからである<sup>5)</sup>。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。（「外国

語活動、」は小学校のみ、「児童」は中学校においては「生徒」—引用者）

学校における道徳教育は「特別の教科 道徳」を要として学校教育全体で行われるものであることが、ここから確認できる。「男女」や「異性」の関係に関する道徳的な内容についても、この「特別の教科 道徳」を起点として行われるものと理解することができる。

そこで、本稿ではまず「特別の教科 道徳」における「男女」や「異性」の関係に関する記述に注目し、その上で、「男女」や「異性」の関係について言及している「（保健）体育」と「特別活動」における記述にも触れる。なお、本稿は「男女」や「異性」の関係に関する指導内容に関心を寄せるため、例えば思春期を迎えた子どもたちの身体的な変化など、個人内における「性」的な変化などは扱わない。他方、思春期を迎えた子どもの異性に対する見方や捉え方の変化については扱うこととする。

本稿に関連する、小学校や中学校の「特別の教科 道徳」における「男女」や「異性」の関係を扱った論考は限られている。例えば、日常生活における「歪んだ性情報を正していくことの必要性」を訴え、その「歪んだ『性情報』や『性に関わる行動』の中に女性に対する人権の侵害を見て取り、その性情報に批判的に接することができる力を育成するよう、道徳の授業を構成していく必要がある」と訴える論考がある<sup>6)</sup>。

他にも小学校第6学年の「特別の教科 道徳」の授

執筆紹介：<sup>1)</sup> 中村学園大学教育学部児童幼児教育学科

別刷請求先：圓入智仁，〒814-0198 福岡市城南区別府 5-7-1, ennyu@nakamura-u.ac.jp

業実践例として、同じ教材を扱った2つの報告がある<sup>7</sup>。そのうち、由良(2003)は学校行事や集会などでは男女が協力する一方、普段の生活では男女が別々に行動する学級の様子を踏まえて、「男女間の真の友情を育てる」ことを目指した授業を展開している。また、中治(2004)は「互いに誠意をもって尽くせば、性差を超え、それぞれの特性を生かして協力することができることに気付かせ、好ましい男女間のかかわり方について考えさせたい」と授業を展開したことを報告し、さらには「男女が協力して生活を豊かにしていくためには、異性間にある『抵抗感』を薄くしていくことが大切である」と述べている。

このような授業の前提には、「性別による生物学的な特徴」を「正しく理解して異性を尊重すること」と、「男女間の在り方も、根本的には同性間と同様に、互いの人格の尊重を基盤とすること」があるのだろう<sup>8</sup>。この時期の「男女」にふさわしい距離の取り方があるからこそ、性別による生物学的な特徴を理解した上で、異性の人格の尊重が必要だという主張である。

「特別の教科 道徳」の教科書における「性」に関する記述を検討した研究もある<sup>9</sup>。これによると、LGBT等の多様な性に触れている教科書は小学校では存在せず、中学校では3冊あるという。また、中学校の教科書では恋愛に関して異性間のみを取り上げている。

「(保健)体育」の授業における「男女」や「異性」に関する論考は、概ね「男女共習」の授業方法を扱っている<sup>10</sup>。「男女共習」の意義を扱った論考によると、男女共習が中学生のスポーツや「体育授業」への「愛好度」に寄与しているという<sup>11</sup>。男女共習を高等学校の年間計画に位置づけたことに関する論考<sup>12</sup>、また中学校で男女共習を始めた頃の教師による抵抗感や男女共修による学校経営への好影響を論じたものもある<sup>13</sup>。

「体育の男女共習に関する中学生の意識」に関する論考では、「体育」の授業に対する生徒のニーズは様々であり、男女共習授業の支持には個人差があり、その度合いには学習領域(運動種目)によっても変化することを示した論文がある<sup>14</sup>。

過去の学習指導要領における「異性」に関する記載内容を検討し、最新の学習指導要領に関する文部科学省によるパブリックコメント(2017年2~3月)で、「性的マイノリティ」への配慮を求める声が多数あったことを報告する論考もある<sup>15</sup>。「(保健)体育」における「ジェンダー論」を考えるにあたって興味深い。

また、「特別活動」における男女の関係に関する論考はわずかに1本、確認できた<sup>16</sup>。「高学年の学級担任は、年度当初に子どもたちの思いを受け止めながら学級目標などを設定する際、子どもたちが男女の問題について意識して考えることができるようにするとよい。」として、普段から「男女の協力という視点からの考え」を引き出すことを提案している。また、中学

校との接続に配慮した指導にも触れている。

以上のように、小学校や中学校の学習指導要領に基づいて「男女」や「異性」の関係を検討した研究のいずれもが「男女」や「異性」の「望ましい」関係構築を目指していたり、「男女共習」を肯定的に受け入れていたりしている。これらを踏まえて、本稿では学習指導要領における「男女」や「異性」の関係に関する指導内容について検討する。

## 2. 教育基本法における「性」

本稿の議論に入るにあたり、「教育基本法」における異性の関係に関連する条文を確認する。2006年の平成18年12月22日法律第120号(教育基本法)において、「男女」や「異性」の関係に関する記述は第2条(教育の目標)の、以下の文に確認できる。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

「男女の平等」を「重んずる」こと的前提は、「男」と「女」の存在である<sup>17</sup>。その他の「性」の存在、LGBTQに代表されるような「多様な性」を考慮していない。この第2条における教育の目標は、小学校学習指導要領や中学校学習指導要領の前文にも引用されている。幼稚園教育要領を含めたこれら学習指導要領の性に関する前提も、やはり「男」と「女」の存在である。

なお、2006年の法改正において「男女」や「異性」に関して議論になったのは、旧法第5条に記されていた「男女共学」に関する条文が新法では採用されなかったことであり<sup>18</sup>、その他の論点、あるいは「多様な性」に関する議論はほとんど提起されなかった。

## 3. 「特別の教科 道徳」における「男女」や「異性」

小学校と中学校における「特別の教科 道徳」に関する学習指導要領と、その解説本(文部科学省による各学校種、各教科の「学習指導要領(平成29年告示)解説」を指す。以下、同じ。)から「男女」や「異性」の関係に関する記述を抽出し、検討する。

### 3-1. 小学校「特別の教科 道徳」

小学校学習指導要領の「第3章 特別の教科 道徳」で「男女」や「異性」の関係に関する記述があるのは、「第2 内容」の「B 主として人との関わりに関すること」における「[友情, 信頼]」にある「〔第5学年及び第6学年〕」に含まれる、以下の文である。

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていく

こと。

「特別の教科 道徳」における「男女」や「異性」の関係に関する記述は、この1文のみである<sup>19</sup>。小学校の6年間を通して「特別の教科 道徳」では「A主として自分自身に関すること」、「B主として人との関わりに関すること」、「C主として集団や社会との関わりに関すること」、「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」を扱い、それぞれに多くの観点が設定されている。「男女」や「異性」の関係に関することは、その一部である。子どもの発達段階から、第4学年までは「男女」や「異性」の関係に言及する必要はないと判断したのかもしれない。

上で引用した文について、解説本では「[友情, 信頼]」に関して、第1学年及び第2学年の「友達と仲よくし、助け合うこと。」、第3学年及び第4学年の「友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。」と合わせて、「友達関係における基本とするべきことであり、友達との間に信頼と切磋琢磨の精神を持つことに関する内容項目である。」とある<sup>20</sup>。さらに続く「(2)指導の要点」の「第5学年及び第6学年」には、以下の通りの記述がある<sup>21</sup>。

指導に当たっては、健全な友達関係を育てていくことが一層重要になる。この段階が第二次性徴期に入るため、異性に対する関心が強まり、これまでとは異なった感情を抱くようになる。この異性間の在り方も根本的には同性間におけるものと同様、互いの人格の尊重を基盤としている。異性に対しても、信頼を基にして、正しい理解と友情を育て、互いのよさを認め、学び合い、支え合いながらよい関係を築こうとすることに配慮して指導することが大切である。

第5学年や第6学年になると第二次性徴期の影響から「異性」の存在に対する関心が強まり、「これまでとは異なった感情を抱く」ことを指摘しつつも、同性間と同様に相互の人格の尊重を基盤とした指導をするよう主張しており、それが可能であることを前提とした見方を示している。

### 3-2. 中学校「特別の教科 道徳」

中学校の「特別の教科 道徳」における「男女」や「異性」の関係に関する記述も、小学校と同様にわずか1文である。それは中学校学習指導要領の「第3章特別の教科 道徳」における「第2 内容」の「B主として人との関わりに関すること」の中の「[友情, 信頼]」にある、以下の文である。

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達を

もち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

中学校の「特別の教科 道徳」も小学校と同様に「A主として自分自身に関すること」、「B主として人との関わりに関すること」、「C主として集団や社会との関わりに関すること」、「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」を扱い、その一部に「異性についての理解を深め」という文言があるにすぎない。

小学校の第5学年と第6学年で「異性についても理解」し、中学校ではその理解を「深め」ることになっている。この「異性についての理解を深め」ることについて、解説本では当該箇所の「(1)内容項目の概要」で次の説明がある<sup>22</sup>。

「異性についての理解を深め」とあるのは、互いに相手のよさを認め合うということである。相手に対する理解を深め、信頼と敬愛の念を育み、互いを向上させるような関係を築いていかなければならない。独立した一個の人格としてその尊厳を重んじ、人間としての成長と幸せを願うという点において、異性間における相互の在り方は基本的に同性間におけるものと変わるところがない。

文末の「異性間における相互の在り方は基本的に同性間におけるものと変わるところがない。」という文言に象徴される通り、小学校から継続して、異性も同性も相互に認め合い、理解を深め、信頼と敬愛の念を育み、向上させる関係を期待している。

他方、このように述べながらも、異性との関わりには様々な問題が発生することも解説本は指摘している。すなわち、以下の文である<sup>23</sup>。

性差がはっきりとしてくる中学生の時期には、異性への関心が強くなるとともに、意識的に異性を避けたり、興味本位の情報や間違った理解から様々な問題が生じたりすることもある。

中学校で「特別の教科 道徳」の授業を展開する際は、上記のことを意識しつつ、文中の「問題」が発生しても、これに続く以下の文が示す通り、相互の理解を促して友情を築いて共に成長することを期待している。

異性であっても、相手のものの見方や考え方を理解するなど、友情を築き、共に成長しようとする姿勢が求められる。各自の異性に対する姿勢を見直すきっかけとなるよう指導することも必要である。



異性への関心が強くなることで相互に避けたり間違っ  
た理解をしたりするにも関わらず、その解決方法を相  
互の理解に求めている。子どもたちは授業や教科書の中  
での「男女」や「異性」の関係と、現実におけるそれら  
との違いに気づくことになると思える。

### 3-3. 小括

小学校や中学校の「特別の教科 道徳」では、「男  
女」や「異性」の関係に関する記述が限られていること  
を確認した。それらは「同性」と「異性」の存在を  
前提としたものであり、その他の性の在り方について  
関心を払っていないことも明らかになった。中学校段  
階における「異性」に対する問題も「特別の教科 道  
徳」においては、学校における「指導」により解決を  
図ることを期待しているのみであることを指摘した。

子どもたちは自然な感情として、異性に対する「こ  
れまでとは異なった感情」（小学校学習指導要領）、そ  
して、「異性についての（略）悩みや葛藤」、「興味  
本位の間違った理解から」生じる「様々な問題」（中  
学校学習指導要領）を持つであろう。これらをどのよ  
うに受け止め、解決するのか、ほとんど記述がない。  
小学校や中学校の学習指導要領では子どもたちに「男  
女」や「異性」の関係に関する戸惑いがあることを認  
めながらも、「友情」や「信頼」などによる相互理解  
を通して乗り越えてほしいという理想的なメッセージ  
を示すのみである。

## 4. 「（保健）体育」における「男女」や「異性」

小学校高学年や中学校の子どもたちが直面する第二  
次性徴については、小学校の「体育」や中学校の「保  
健体育」の学習指導要領における記述に何らかの手が  
かりがあると想定した。そこで、それぞれの学習指導  
要領における「男女」や「異性」の関係に関する記述  
を抽出し、検討する。ただし、個人における性的な成  
熟については、本稿では扱わない。

### 4-1. 小学校「体育」

小学校学習指導要領の「第2章 第9節 体育」に  
おいて、「男女」や「異性」の関係に関する記述は、  
「第2 各学年の目標及び内容」の「〔第3学年及び  
第4学年〕」の「2 内容」に含まれる「G 保健」に、  
以下の記述を確認できるのみである。

(2) 体の発育・発達について、課題を見付け、その  
解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付け  
ることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達について理解すること。

（中略）

(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づ  
き、体つきが変わったり、初経、精通などが起こっ

たりすること。また、異性への関心が芽生えること。  
（以下、略）

第3学年や第4学年を対象として思春期を迎えた体  
の変化について述べた後で、「異性への関心が芽生える」  
と指摘する。この第3学年や第4学年における「異性  
への関心」の芽生えは、「特別の教科 道徳」の第5学  
年や第6学年における「異性」についての「理解」の  
前段階に位置づけることができる。

「体育」であるため、体の変化を理解することに主  
眼を置いていることは理解できる。このことに関連し  
て解説本には以下の記載がある<sup>24</sup>。

#### ア 知識

##### (イ) 思春期の体の変化

① 思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こり、  
また、異性への関心も芽生えることについて理解で  
きるようにする。さらに、これらは、個人差がある  
ものの、大人の体に近づく現象であることを理解で  
きるようにする。

この文は次で述べる通り、第4学年を想定している。  
また、第二次性徴の出現が男子で10歳から13歳頃、  
女子で8歳から12歳頃と一般的に言われていること  
もあって、特に女子を念頭に、その直前に子どもたち  
を指導することになっているのであろう。

ただ、「異性への関心」の「芽生え」には「個人差」  
があり、「大人の体に近づく現象であることを理解で  
きるようにする」と述べるにとどまり、この他に言及  
はない。さらに言えば、第5学年や第6学年において  
「性」に関する記述はない。なお、解説本における「第  
3章 指導計画の作成と内容の取り扱い」では、第4学  
年において「ア 体の発育・発達について理解するこ  
と。」とし、以下のことを扱うこととしている<sup>25</sup>。

##### (ア) 年齢に伴う体の変化と個人差

###### (イ) 思春期の体の変化

- ・体つきの変化
- ・初経、精通など
- ・異性への関心の芽生え

ここから小学校の「体育」では第4学年で「異性への  
関心の芽生え」を扱うことを確認できる。

学習指導要領本文には記載されていないが、小学校  
の「体育」の実施に当たって「男女」や「異性」の関  
係に関する記載がある。それは「性別（中略）にかか  
わらず、運動やスポーツ」を楽しむという趣旨の文言  
である。例えば、解説本の「第2章 体育科の目標及  
び内容」の「第1節 教科の目標及び内容」に含まれ  
る「1 教科の目標」に、体育科の「見方・考え方」に

関する以下の記載がある<sup>26</sup>。

運動領域においては、運動をする子供とそうでない子供の二極化傾向が見られることや、様々な人々と協働し自らの生き方を育んでいくことの重要性などが指摘されている中で、体力や技能の程度、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの特性や魅力を実感したり、運動やスポーツが多様な人々を結び付けたり豊かな人生を送ったりする上で重要であることを認識したりすることが求められる。その際、各種の運動やスポーツが有する楽しさや喜び及び関連して高まる体力などの視点から、自己の適性等に応じた多様な関わり方を見いだすことができるようになることが必要であることを示したものである。

性別に関わらず、運動やスポーツの魅力を実感することが求められており、その背景には運動の「二極化傾向」などがあるという。将来にわたって「多様な人々」と結びつき、「豊かな人生」を送る上で運動やスポーツが重要であると指摘している。

このように「性別（中略）にかかわらず」という文言は、今回の学習指導要領の改訂における方針の1つに基づくものである。その方針とは、「(2) 体育科改訂の要点」に示されている次の文章である<sup>27</sup>。

③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること。

さらにこれを踏まえた「ウ 内容及び内容の取扱いの改善」では、以下の文章を確認できる<sup>28</sup>。

(ウ) 運動やスポーツとの多様な関わりを重視した内容の改善

豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

学習指導要領本文に直接の記載はないが、体力、技能の程度、年齢、障害の有無などと並んで、性別に関わらず「運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有」することを求めている。このことは、中学校の

「保健体育」に引き継がれている。

#### 4-2. 中学校「保健体育」

「中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育」において、「男女」や「異性」の関係に関する記述が2カ所確認できる。1つ目は、「第2 各学年の目標及び内容」の「〔保健分野〕」における「3 内容の取扱い」の中の、以下の文章である。

(7) 内容の(2)のアの(イ)については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

この内容は引用文の直前の「(1)」において第1学年で取り扱うことが示されている。

2つ目は、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」における以下の一文である。

(1) 体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること。

小学校の「体育」に関する学習指導要領の解説本の記述を確認した際に触れた文言と類似するものであり、中学校では学習指導要領の本文に記載されている。

1つ目の記載について、「〔保健分野〕」の「2 内容」では「思春期には、(中略)生殖に関わる機能が成熟」し、その「成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となる」ことを指摘している。その具体的なことが上で引用した「3 内容の取扱い」である。このことは解説本では「〔保健分野〕」の「2 内容」に含まれる「(2)心身の機能の発達と心の健康」の「ア 知識及び技能」において、以下の記載がある<sup>29</sup>。

#### (イ) 生殖に関わる機能の成熟

思春期には、下垂体から分泌される性腺刺激ホルモンの働きにより生殖器の発育とともに生殖機能が発達し、男子では射精、女子では月経が見られ、妊娠が可能となることを理解できるようにする。また、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、個人差はあるものの、性衝動が生じたり、異性への関心などが高まったりすることなどから、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする。

小学校の学習指導要領における同様の文に加えて、「妊娠」、「性衝動」、「異性の尊重」、「性情報への対処」という言葉が登場している。具体的な心身の変化に子ども自身が気づき、葛藤を抱えたりする可能性があるため、小学校のような抽象的な言葉での記述では対応できないと考えたのであろう。

本稿が関心を寄せる「男女」や「異性」の関係に関する後半の記述は、学習指導要領本文とほぼ同じである。ただし、中学校学習指導要領の「特別の教科 道徳」には記載のなかった「性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする」といった、現実的な対応に言及していることは注目したい。男女相互の理解に頼る「特別の教科 道徳」の記載から一步進んで、「性に関する適切な態度や行動の選択」の必要を理解させようとしており、ここに中学校段階の「男女」や「異性」の関係に関して「体育」と「特別の教科 道徳」の役割分担が想定できる。

2つ目の記載については、「第3章 指導計画の作成と内容の取扱い」の「1 指導計画の作成」において、以下の記載がある<sup>30</sup>。

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に向けては、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるようにすることが重要である。

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。

解説本には「2 保健体育科改訂の趣旨及び要点」の「(1) 保健体育科改訂の趣旨」に含まれる「③ 改善の具体的事項」において、「体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう配慮する。」との記述がある<sup>31</sup>。これに続いて、「(2) 保健体育科改訂の要点」に以下の文もある<sup>32</sup>。

③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること。

「運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する」た

め、性別に関わらず「運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有」することを目指すという。性別に関わらず運動やスポーツを楽しみ、仲間と共に学ぶために男女共習を求めていることがわかる。

以上のように述べながらも、「中学校学習指導要領第2章 第7節 保健体育」の解説本における「第2節 各分野の目標及び内容」で体づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスについて言及する際、「体力や技能、性別や障害の有無等による、動きや課題及び挑戦などに違いがある」(33頁)、「体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、人には違いがある」(35頁、40頁、41頁)などと指摘した上で、以下の文言を多用している<sup>33</sup>。

「性別等の違いを踏まえて」(7回:50頁、72頁、90頁、107頁、127頁、152頁、175頁)

「性別、障害の有無等に応じた違いがある」(2回:50頁、57頁)

「性別等の違いに配慮して」(7回:56頁、82頁、98頁、115頁、136頁、162頁、183頁)

「性別や障害の有無等に応じて」(12回:73頁、82頁、91頁、98頁、108頁、116頁、128頁、136頁、152頁、163頁、176頁、184頁)

「男女共習」でありながら「男女」の違いを意識することを求めている。男女の身体機能や運動能力の違いを踏まえれば、性別に配慮しなければならないのは当然のことであろう。

他方、「性別、障害の有無等の様々な違いを超えて」という表現は1回(193頁)のみであり、これには「ルールやマナーに関して合意形成する」という文言が続いている。

#### 4-3. 小括

小学校の「体育」では第4学年で「異性への関心の芽生え」を扱い、中学校の「保健体育」では第1学年において性衝動や異性の尊重を扱うことを確認した。この間の小学校第5学年と第6学年では、「男女」や「異性」の関係について「特別の教科 道徳」で扱うことで間を埋めるという役割分担も想定できた。

「(保健)体育」における男女共習が小学校や中学校で標準になっており、中学校では「性別」の違いを踏まえるようになってきているようであるが、運動会などの徒競走では男女混合で競わせているだろうか。小学校の低学年から男女混合なのか、別なのか、あるいは中学校でも男女を混合で競っているのか、別なのか、それぞれ統計的な調査の実施が期待される。

一般に、スポーツ競技では男女が別に競うことが多い。オリンピックの種目では男女混合の種目が増えているが、その多くは男女別の競技結果を合算などして



勝敗を決めるものであり、男女関係なく競う場はほとんど想定していない。わずかに、馬術が男女関係なく競っているのみである。

#### 5. 「特別活動」における「男女」や「異性」

ここでは、小学校と中学校における「特別活動」に関する学習指導要領と、その解説本から「男女」や「異性」の関係に関する記述を抽出し、検討する。

##### 5-1. 小学校「特別活動」

「小学校学習指導要領 第6章 特別活動」には、「男女」や「異性」の関係に関する記述は見られない。関連が想定できるのは「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」の「〔学級活動〕」の「2 内容」に含まれる「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の「イ よりよい人間関係の形成」に関する一文「学級や学校の生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくなり信頼し合ったりして生活すること。」である。このことについて解説本は具体的な指導内容として、「男女の協力」を例示している<sup>34</sup>。

なお、その前提として当該解説本の「第2章 特別活動の目標」の「第1節 特別活動の目標」の「1 特別活動の目標」の「(1) 特別活動における『人間関係形成』、『社会参画』、『自己実現』の視点」では「①人間関係形成」において「性別（中略）等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすような関係をつくることが大切である。」とある。同じ章の「第2節 特別活動の基本的な性格と教育活動全体における意義」の「1 人間形成と特別活動」の「(2) 発達的な特質を踏まえた指導」には、「第4学年になると、（中略）男女の活動の違いも見られるようになり、男女間の問題や葛藤も生じやすくなる。」とある<sup>35</sup>。

性別を理解して認め合い、相互のよさを生かしながらも、第4学年になると活動の違いが生じて男女間の問題や葛藤が生じると指摘している。小学校の「体育」では第4学年で「異性への関心」が「芽生え」、「特別の教科 道徳」では第5・6学年で「異性に対する関心が強ま」るが、「特別活動」では第4学年で「男女間の問題や葛藤」が生じやすいと指摘している。「特別活動」の解説本ではこの問題や葛藤について「楽しく豊かな学級生活づくりのための係活動などの充実を図」ることや、「多様な集団に所属してよりよい人間関係を築く態度を形成するための活動を充実」させることを提案している。

##### 5-2. 中学校「特別活動」

「中学校学習指導要領 第5章 特別活動」における「男女」や「異性」の関係に関する記述は、「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」の「〔学級活動〕」

の「2 内容」の「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」に含まれる以下の文である。

#### イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする

こと。

「男女相互の理解と協力」については解説本において、以下の記述がある<sup>36</sup>。

この内容は、学校教育全体を通じて、人間の尊重や平等について考え、男女が共同して社会に参画することや協力して充実した生活を築くことができるようにするものである。男女相互について理解するという事は、互いに相手のよさを認め合うことである。独立した一個の人格としてその尊厳を重んじ、人間としての成長と幸せを願うという点において、異性間における相互の在り方は、基本的に同性間におけるものと変わるところがない。しかし、中学生の時期は、身体的な特徴が顕著になるとともに、個人差はあるものの、異性への関心の高まりや性衝動が生じるなど心理面の変化も顕著となることから、男女における身体面・精神面の違いの理解や、異性を尊重し人間関係を築くに当たってのルールやマナーについて理解することは大切である。

ここで育成を目指す資質・能力としては、例えば、男女相互に独立した一個の人格として互いを尊重し合い、共に協力して充実した社会づくりに参画することの大切さを理解し、人間関係を築くに当たってのルールやマナーを大切に、共に充実した学校生活をつくることのできるようになること等が考えられる。また、そうした過程を通して、家庭や地域社会における男女相互の理解と協力の在り方などについて幅広く考え、共に生きる人間として豊かに成長しようとする態度を育てることも考えられる。

具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話し合うなど活動の工夫を行うことが考えられる。

男女共同参画、男女相互の理解、異性への関心の高まり、性衝動、身体面や精神面の違い、異性の尊重など、

様々な観点から「男女」や「異性」の関係について述べており、その内容が「特別の教科 道徳」や「(保健) 体育」よりも詳細になっている。最後の段落で具体的な取り組みに言及していることは注目に値する。

「思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応」については、同様に以下の記述がある<sup>37</sup>。小学校と中学校の学習指導要領において、この文章が「男女」や「異性」の関係に関する最も長いものである。

この内容は、思春期の心と体の発達や性に関する知識を理解し、適切に活用して、自己の悩みや不安を解消しながら自他の人格を尊重した行動ができるようにすることである。中学生は、自我の目覚めとともに、独立の欲求が高まり、自己を内省し始める時期である。その一方、自我の発達は未熟な面もあり、自信を失ったり自己嫌悪に陥ったりすることも少なくない。この時期は、個人差はあるものの、人間関係の複雑化に起因する悩みや異性への関心も高くなる。中学生にとって、性を考えることは、大人として自立するための大切な過程であるが、自分の存在に価値や自信がもてないなど、時には様々な心の葛藤や遊びに傾斜する心と結び付き、性的な逸脱行動も危惧されることから、個々の生徒理解に基づく適切な指導が大切である。

ここで育成を目指す資質・能力としては、例えば、思春期の心と体の発達や性に関する情報等を正しく理解し、自己の悩みや不安を解消しながら自他の人格を尊重した行動ができるようになることが考えられる。また、そうした過程を通して、自己の行動に責任をもち、悩みや不安に向き合う経験や学びを人間としての成長につなげようとする態度を育てることも考えられる。

また、一人の悩みを自分のことのように共感して考えることができる雰囲気や学級の中につくることが重要である。こうした活動を通して思春期特有の問題を乗り越えることによって、人間としての成長につなげることが望まれる。

具体的な活動の工夫として、自分が不安に感じること、悩みやその解決方法、身近な人の青年時代等の題材を設定し、生徒が自由に話し合ったり、先輩や身近な大人にインタビューして発表したり話し合ったりするなど様々な方法が考えられる。また、思春期の心と体の発育・発達、性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、友情と恋愛と結婚などについての題材を設定し、資料をもとにした話合いや、専門家の講話を聞くといった活動が考えられる。なお、保健体育(保健分野)をはじめとした各教科、道徳科等の学習との関連、学級活動の他の活動との関連について学校全体で共通理解した上で、教育の内容

や方法について保護者の理解を得ることが重要である。

また、思春期の心と体の発達や性については、個々の生徒の発達の段階や置かれた状況の差異が大きいことから、事前に、教職員が、集団指導と個別指導の内容を整理しておくなど計画性をもって実施する必要がある。また、指導の効果を高めるため養護教諭やスクール・カウンセラーなどの専門的な助言や協力を得ながら指導することも大切である。

異性への関心だけでなく、「性的な逸脱行動」にも言及した上で、「人間としての成長」につなげるようにすることを求めている。また、それらに関する「具体的な活動」をいくつか提示しており、「学校全体で共通理解した上で」、保護者の理解を得ることや、養護教諭やスクール・カウンセラーとの協力にも触れている。いずれも「特別な教科 道徳」や「(保健) 体育」では踏み込んでいないものである。

その他、解説本の「第3章 各活動・学校行事の目標と内容」の「第3節 学校行事」の「2 学校行事の内容」に含まれる「(3) 健康安全・体育的行事」には「②実施上の留意点」として、「例えば、健康診断を実施する場合には」、「異性の尊重」をすることを指摘している<sup>38</sup>。当然のことであろう。

### 5-3. 小括

「特別活動」においては、第4学年で「男女の活動の違いも見られるようになり、男女間の問題や葛藤も生じやすくなる」とあり、その取り組みとして学級内での係活動やよりよい人間関係を気づく活動の展開を示している。さらに中学校段階で、「男女相互の理解と協力」や「思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応」に関する、比較的長い文章を解説本に掲載している。「男女」や「異性」の関係に関しては、この「特別活動」において最も多く記載があり、教育活動への示唆も含めている。

### 6. おわりに

これまで、小学校や中学校における学習指導要領と、解説本における「男女」や「異性」の関係に関する指導内容について、「特別の教科 道徳」を起点として、「(保健) 体育」と「特別活動」を含めて検討した。

小学校段階において、最も早く「男女」や「異性」の関係に関する記述があったのは、第4学年の「体育」における「異性への関心の芽生え」という記述と、同じく第4学年の「特別活動」における「男女間の問題や葛藤も生じやすくなる。」という記述だった。その後、第5学年と第6学年の「特別の教科 道徳」に、「異性についても理解」するという文言があった。第



4 学年で異性への関心が芽生えて男女間の問題や葛藤が生じ、それに続く高学年で異性を理解することになると、学習指導要領が考えていることがわかる。

中学校段階では「特別の教科 道徳」で「異性についての理解を深め」とあるが、「保健体育」の第1学年において「性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱う」ことになる。また、「特別活動」で「男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画する」ことと、「心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする」ことを求めている。

思春期を迎える子どもたちが「男女」や「異性」を意識することを前提として、それに起因する問題に対応できるようになること、男女が相互に認め合い、協力すること、「性」に関する適切な行動の選択ができるようになることを、学習指導要領が求めている。

また、「(保健)体育」では「性別」の「違い」に関わらず、運動やスポーツを楽しむことを求める一方、「性別」の「違い」に配慮して運動やスポーツをすることも求めており、その間で教師も子どもたちも悩むであろうことが想像される。

本稿の冒頭で「男女混合名簿」や「さん付け」について触れた。本稿で検討した学習指導要領には、これらに関する記述がなかった。現在、学校教育では「男女混合名簿」の採用が一般的になり<sup>39</sup>、小学校教育では男女に関わらず、子どもの名前を呼ぶときに名字に「さ

ん」をつける習慣が広がっている<sup>40</sup>。この2つの取り組みにより、学校は男女平等や「男女共同参画社会」の実現に取り組んでいるとしているのであろう。

男女混合名簿は1990年代頃から実践の報告がある<sup>41</sup>。従来の男女別五十音順の名簿とは異なり、男女を一緒にして五十音順の名簿を作成し、「ジェンダーフリー」につなげようとする取り組みである。一部、否定的な議論が提示されたが<sup>42</sup>、概ね、学校教育での標準的な取り組みとして受け止められているようである。

男女混合名簿の採用校における子どもは「ジェンダー平等意識」に「敏感」であり、混合名簿を肯定的に受け止めていること、未採用校の保護者の「ジェンダー平等意識」は採用校の保護者よりも「敏感」であり、両校の保護者共に男女別名簿を否定的に捉えていることが推測されることなどを指摘している<sup>43</sup>。男女は平等であるべきと言う観念論でなく、このような調査結果を踏まえて「ジェンダー平等意識」を育むために、男女混合名簿に取り組むという姿勢が求められる。

学校教育における「さん付け」に関する研究もある。学級内における子どもの呼ばれ方と子どもたち相互の関係に関する研究結果からは、「くん付け」で呼ばれる男子が学級内で相対的に強く、「さん付け」で呼ばれる女子が学級内で相対的に弱いことが示されている<sup>44</sup>。また、「さん付け」が子どもの間に「やさしく」、「丁寧な」人間関係を構築することに有効である可能性を見出す研究もある<sup>45</sup>。

これら「男女混合名簿」や「さん付け」の根拠や起源を探ることは、今後の課題としたい。

<sup>1</sup> 他方、女子を先に、男子を後にする五十音順の名簿、従来の男女五十音順を完全に逆にして女子の「わ行」の最後から男子の「あ行」の最初に並べる名簿、名字ではなく下の名前の五十音順の名簿、ランダムな順番などの名簿という発想は聞いたことがない。

<sup>2</sup> 幼稚園や保育所、中学校では「さん付け」があまり普及していないように思う。

<sup>3</sup> 公立中学校で男女ともにスラックスやスカートから選択できるのは、福岡県内でも福岡市、北九州市、太宰府市などである。ただし、実際に男子がスカートを着用している例は少ないようである。「WEB 特集 僕がスカートををはく理由」〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210416/k10012974451000.html>〉(2022年6月27日アクセス)。

<sup>4</sup> 学校教育における「男女」や「異性」の関係に関する指導については、『生徒指導提要』を参考にすることも考えられる。『生徒指導提要』は、「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができる」ことを目指して作成された(文部科学省『生徒指導提要』2010年、まえがき)。

「第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解」の「第2節 児童期の心理と発達」では「(7) 性役割の獲得」に関する記載、同じく「第3節 青年期の心理と発達」では「(7) 性的成熟と性的行動」に関する記載があるが、各時期の性に関する特

徴を示し、それらへの配慮を求めている。「第6章 生徒指導の進め方」には「第8節 性に関する課題」があり、性に関する情報、性感染症や学校や地域における組織的な対応の必要性を述べている。いずれも子どもたちが学習する内容ではなく、教師が子どもたちをどのように指導するかが記されていることから、本稿では検討の対象とはしない。

<sup>5</sup> 本稿では小学校や中学校の学習指導要領を、文部科学省のホームページから引用した。文部科学省「平成29・30・31年改定学習指導要領(本文、解説)」〈[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)〉2022年6月21日アクセス。

<sup>6</sup> 根村直美『『男女共同参画社会』にむけての道徳教育』日本道徳教育学会『道徳と教育』第44巻第1号、1999年、202-206頁。

<sup>7</sup> 由良隆「道徳実践例 友情 第6学年 男女仲よく協力し助け合おうとする態度を養う」「道徳と特別活動」編集委員会『道徳と特別活動』第19巻第11号、2003年、28-31頁。中治謙一「道徳実践例 友情 第6学年 好ましい男女間のかかわりについて考える」「道徳と特別活動」編集委員会『道徳と特別活動』第21巻第9号、2004年、22-25頁。

<sup>8</sup> 赤堀博行「道徳科の内容に含まれる道徳的価値の考察 確かな指導観の確立のために(第12回)学校の道徳教育における道徳的価値の考え方(11)『異性尊重』『相互理解』『寛容』『謙虚』」道徳と特別活動 編集委員会『道徳と特別活動』第33巻第12号、2017年、32-35頁。

<sup>9</sup> 藤川大祐「中学校道徳教科書における少数者の扱いの検討」千葉大学教育学部授業実践開発研究室『授業実践開発研究』第12号、2019年、1-6頁。

<sup>10</sup> 「武道」に関しては以下の論考がある。福田一敏「体育・スポーツ実践研究 中学校の体育 男女共習での武道(剣道)の授業実践：楽しく厳しい剣道の授業をめざして」日本女子体育連盟『女子体育』第61巻第6・7号、2019年、40-45頁。木原資裕・西本浩章ら「中学校体育授業『剣道』における指導内容の検討：男女共修のあり方を中心に」『鳴門教育大学授業実践研究：学部・大学院の授業改善を目指して』第16号、2017年、89-99頁。小出高義・大道等「中学2年体育科の男女共習授業における剣道教案の一試論」『国際武道大学研究紀要』第18号、2002年、77-89頁。

また、「ダンス」に関しては以下の論考がある。中村恭子「中学校体育の男女必修化に伴うダンス授業の変容」日本女子体育連盟『日本女子体育連盟学術研究』第26号、2009年、1-16頁。安井登茂子「中学校・高等学校体育 個を伸ばす体育学習の工夫―選択制男女共習におけるダンス指導の実践を通して」日本女子体育連盟『女子体育』第41巻第1号、1999年、37-41頁。

<sup>11</sup> 三上憲孝「中学校・高等学校の体育 『選択制男女共習授業』について」日本女子体育連盟『女子体育』第41巻第4号、1999年、16-19頁。

<sup>12</sup> 有明得良人ら「中学校・高等学校の体育 本校の保健体育年間計画 男女共習選択制授業を中心において」日本女子体育連盟『女子体育』第39巻第5号、1997年、39-42頁

<sup>13</sup> 高田由枝「教室から 中学校 選択肢ふやした男女共学体育 共学への抵抗から推進までの三年間」『季刊女子教育もんだい 自立・平等・連帯』第71号、1997年、62-67頁。

<sup>14</sup> 佐野信子「体育の男女共習に関する中学生の意識」『弘前大学教育学部紀要』第89号、2003年、131-139頁。

<sup>15</sup> 長澤光雄「異性愛を前提とし男性優位を温存」労働教育センター『女も男も』第131号、2018年、37-41頁。この論考では1989年の小学校、1998年の中学校の、それぞれの学習指導要領の改訂から扱っており、本稿にとって参考になる。

<sup>16</sup> 杉田洋「諸問題を自ら解決する子どもを育てる特別活動(第5回)男女が協力できない学級：男女間の相互理解を促進する」「道徳と特別活動」編集委員会編『道徳と特別活動』第30巻第5号、2013年、38-41頁。

<sup>17</sup> 昭和21年憲法(日本国憲法)第24条において、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有すること(以下、略)」、また「両性の本質的平等」との記載があることも関係しているだろう。

<sup>18</sup> 先行研究を読む限り、男女平等の実現のためには「男女共学」が必要との主張はあるが、男女別学であることが男女平等の実現に結びつかないことに関する、説得力ある説明は見いだせない。小口功「教育基本法改正の考察 ―男女共学の規定の削除の理由とは―」(『近畿大学教育論叢』第27巻第1号、2015年、19-35頁)、木村涼子「『男女平等』というアリーナ ―憲法・教育基本法『改正』議論」(アドバンテージサーバー『教育評論』第701号、2005年、14-17頁)や井上恵美子「男女平等の視点から見た『改正』教育基本法」(新日本婦人の会『月刊 女性&運動』第145号、2007年、18-20頁)など。

<sup>19</sup> この文における「異性についても理解しながら、人間関係を築いていく」は、改訂前は「男女仲よく協力し助け合う」という記述であった。

<sup>20</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳』、2018年、46頁。

<sup>21</sup> 同上、47頁。

<sup>22</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳』、2018年、40頁。

<sup>23</sup> 同上、41頁。

<sup>24</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育』、2018年、109頁。

<sup>25</sup> 同上、180頁。

<sup>26</sup> 同上、18-19頁。

<sup>27</sup> 同上、8頁。

<sup>28</sup> 同上、11頁。

<sup>29</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育』、2018年、216-217頁。

<sup>30</sup> 同上、236頁。

<sup>31</sup> 同上、7頁。

<sup>32</sup> 同上、10頁。

<sup>33</sup> 同上、30-205頁。

<sup>34</sup> 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動』、2018年、54頁。

<sup>35</sup> 同上、28頁。

<sup>36</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動』、2018年、53頁。

<sup>37</sup> 同上、54-55頁。

<sup>38</sup> 同上、99頁。

<sup>39</sup> 「学校の男女混合名簿、今や9割弱 『男子が前』わずかに」『朝日新聞』2021年6月29日。この記事によると、日本教職員組合が2020年度に実施した調査によると全国で87%の幼稚園・小中高校などが男女混合名簿を採用していた。調査が始まった1993年度の12%と比べると、75ポイントも増えているという。

<sup>40</sup> 杉井潤子・林逸歩「京都市立小学校における『さんさん付け』呼称の導入実態」(『京都教育大学教育実践研究紀要』第18号、2018年、223-232頁)によると、京都市立小学校全166校(当時)のうち、この研究で実施したアンケート調査に回答のあった98校の70.4%にあたる69校の学校で、部分的もしくは学校全体で「さんさん付け」呼称が導入されているという。

<sup>41</sup> 鈴木憂子「秋田 子どもの人権を保障するための『男女混合名簿』の実践」(『教育評論』545号、1992年、74-77頁)、神奈川横浜「男女の自立と共生をめざす教育」推進委員会「小・中学校 全ての小・中・障害児学校に一枚様式出席簿配布―『男女混合名簿』神奈川・横浜のとりのくみ」(『季刊女子教育もんだい』57号、1993年、46-51頁)、秋池 宏美「埼玉県市町村における女性行政と教育行政の連携をめぐる諸問題―女性行動計画における男女混合名簿導入施策の実施過程に関する研究」(『駿河台法学』第13巻第1号、1998年、239-307頁)等を参照のこと。

<sup>42</sup> 長谷川清長、牧田功「元小学校長・長谷川清長の『新潟教育現場』ブツタ斬り(vol.2)男女混合名簿に『NO』を突き付けよ」(『財界にいがた』第20巻第1号、2008年、150-155頁)等。

<sup>43</sup> 榎野綾子、日景弥生「男女混合名簿採用校と未採用校における学校生活に対する児童と保護者のジェンダー平等意識」『弘前大学教育学部紀』第99号、2008年、117-124頁。

<sup>44</sup> 三島浩路「学級内における児童の呼ばれ方と児童相互の関係に関する研究」日本教育心理学会『教育心理学研究』第51号、2003年、121-129頁。

<sup>45</sup> 小山昂志「学級生活における『さん』付け呼称の受け止め方と使用に関する研究」日本学校教育学会『学校教育研究』第29号、2014年、177-185頁。